附則第九条の二第二項第二号	なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第二号
附則第九条の二第二項第一号	なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第一号
附則第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）	なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第二項若しくは第五項
第四十四条第一項	なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項
障害者・長期加入者の老齢厚生年金	障害者・長期加入者の退職共済年金
当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
老齢厚生年金の額	退職共済年金の額
改正後厚生年金保険法附則第十条の二第二項ただし書	改正後厚生年金保険法附則第十条の二第二項
老齢厚生年金の全部	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）
障害者・長期加入者の老齢厚生年金	障害者・長期加入者の退職共済年金
改正後厚生年金保険法附則第十条の四第一項	改正後厚生年金保険法附則第十条の四
老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第一号	退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第一号
附則第八条	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条
老齢厚生年金	退職共済年金
当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
改正後厚生年金保険法附則第十条の六第一項	改正後厚生年金保険法附則第十条
老齢厚生年金（第四十三条第一項、附則第九条の二第一項から第三項まで又は附則第九条の三第一項若しくは第四項の規定によりその額が計算されている老齢厚生年金に係る部分に限る。）の額	退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項、附則第二十条の二第一項から第三項まで又は第二十条の三の規定によりその額が計算されているもののうち当該額がなお効力を有するものの並びになお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項又は附則第二十条の二第一項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額を含む）
改正後厚生年金保険法附則第十条の六第一項ただし書	改正後厚生年金保険法附則第十条
老齢厚生年金の全部	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額並びになお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）
老齢厚生年金の額	退職共済年金の額
当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
附則第八条	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条
老齢厚生年金	退職共済年金
前各項	第一項

改正後厚生年金保険法附則第十条の六第八項	改正後厚生年金保険法附則第十条
前各項	第一項及び第六項
老齢厚生年金	退職共済年金
附則第八条	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条
老齢厚生年金	退職共済年金
改正後厚生年金保険法附則第十条の五第六項	改正後厚生年金保険法附則第十条
老齢厚生年金（附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。次項及び第八項において同じ。）	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金
改正後厚生年金保険法附則第十条の六第一項	改正後厚生年金保険法附則第十条
附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているもののうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含むものに限る。以下この条において同じ。）
老齢厚生年金の額（第四十四条第一項）	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及びなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項）
当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
改正後厚生年金保険法附則第十条の六第一項ただし書	改正後厚生年金保険法附則第十条
老齢厚生年金の全部	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を減じた額を除く。）
老齢厚生年金の額	退職共済年金の額
当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
改正後厚生年金保険法附則第十条の六第四項	改正後厚生年金保険法附則第十条
附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金
、第一項及び第二	、第一項
当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
第一項及び第二項の規定を	同項の規定を
これら	同項